

大規模な土地取引をされる方・された方へ

一定面積（⇒1）以上の土地取引をされた方は、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

届出は、定められた期間内（⇒2）に必要な書類（⇒3）を瑕疵・不備のない状態で提出し、受理されることで成立します。

1 届出が必要な方は、

都市計画区域内で5,000㎡以上、都市計画区域外で10,000㎡以上の土地の権利を取得された方です。

2 届出書の提出期限は、**土地売買等の契約締結日を含めて14日以内**です。

※ 予約も含まれます。また、手附金等の授受が行われた場合も契約と同様にみなされます。

※ 提出期限までの日数には、休祝日も含まれます。ただし、期限となる日が休祝日の場合は、その翌日が期限日になります。

3 届出には、次の書類を提出ください。

(1) **土地売買等届出書（契約1件につき、1部作成します）** ※1部=4枚複写

(2) **添付書類（届出書1部につき、それぞれ2部必要です）**

① **土地売買等契約書の写し、またはこれに代わる書類**

② **土地の位置を明らかにした縮尺1/50,000以上の図面（位置図）**

③ **土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の図面（周辺状況図）**

④ **土地の形状を明らかにした図面（字切図等）**

⑤ **宅地造成の場合は、上記のほかに**

i) **土地利用概要図（区画割図）** ii) **事業概要書**

○提出先は、村山市政策推進課（市役所2階）です。郵送でも構いません。

○届出書の様式は、村山市政策推進課にあります。また、山形県ホームページからも入手できます。

(⇒ http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/sinsei/db/smsk001.html)

○その他ご不明な点は、下記担当へお問い合わせください。

【お問い合わせ・提出先】

村山市政策推進課 政策企画係

〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号

☎ 0237-55-2111